

内部通報制度に関する規程

特定非営利活動法人

ジャパン・プラットフォーム

(本規程の目的)

第1条 本規程は、特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム(以下、当団体という。)の正職員、契約職員、パート・アルバイト職員、嘱託職員、出向職員、派遣職員及びその他当団体業務従業者(以下、職員等という。なお、過去に該当する者も含む。)からの組織的または個人的な法令違反行為、当団体の各種規定(定款・規約・規則・規程及び倫理・行動準則など)違反行為、及び「ハラスメント等の防止に関する規程」に定める性的搾取、虐待、ハラスメント行為(以下、法令違反行為等という。)に関する相談又は通報を適切に処理するための仕組みを定めることにより、法令違反行為等の未然防止、早期発見、及び是正を図り、もってコンプライアンス経営の強化を図り、かつ、性的搾取、虐待、ハラスメントのない最適な職場環境の形成を図ることを目的とする。

(内部通報の目的等)

第2条 当団体の職員等は、職員等が法令等に違反し、若しくは、その責務に違反していると認めたとき又はその疑い若しくは違反発生のおそれがあると認めたときには、法令違反行為等の是正・防止に努め、コンプライアンスを推進し、当団体の維持・発展に資するため、自己の関与の有無にかかわらず、本規程の定めるところにより相談・報告・通報(以下、内部通報という。)を行うよう努めなければならないものとする。ただし、通常の業務遂行上の手段により容易に改善できる場合はこの限りではない。

2 本規程の定めに従った内部通報は、職員等の守秘義務違反には該当しないものとし、本来の職務上の指揮命令系統による制約に服さないものとする。

(内部通報窓口)

第3条 当団体は、前条の内部通報のための窓口を、次のとおり事務局内(以下、内部窓口という。)と事務局外(以下、外部窓口という。)に設置する。

(1) 内部窓口は、事務局内に設置し、事務局長が内部通報受付責任者となる。

(2) 外部窓口は、理事会で決定し、設置する。

2 理事会は、窓口担当者の決定及び変更をした場合には、それらの連絡先を職員等に告知・広報する。

3 窓口担当者は、内部通報を受けたときは、事案の内容を適宜の方法で聴取したうえで、必要に応じて簡便な方法による初動調査・分析等を行い、コンプライアンス委員会(以下、委員会という。)に対し、当該内部通報の対象事実について、委員会で当該内部通報事案を調査することの必要性・相当性に関する意見を付して、当該内部通報の通報内容及び当該検討結果を報告するものとする。

(内部通報の方法)

第4条 内部通報は、事案の確認・調査・分析等を円滑に行い、コンプライアンスの徹底を実現するために、可能な限り、所属及び氏名を明らかにして行うものとする。なお、内部通報が匿名で行われた場合には、内部通報を行った者に対する調

査結果等の通知は行わない。

- 2 内部通報の方法は、電話、電子メール、郵便、書面、面談のいずれでも差し支えないものとする。ただし、電子メール、郵便又は書面には、①内部通報対象事実の概要、②当該事実を知った経緯並びに当該事実を裏付ける資料の有無及び内容等、③通報に対する処置に関する通知希望の有無、④その他特記事項を記載するものとする。
- 3 通報者は、誠意を持って客観的で合理的な根拠にもとづく内部通報を行うものとし、その場合には、内部通報をしたことによる不利益を受けることはない。
- 4 通報者は、虚偽又は当団体やその関係者らを誹謗中傷する内容その他の虚偽又は不正の認識のもとに内部通報を行ってはならない。
- 5 当団体は、前項の通報を行った者に対し、就業規則等に従った懲戒その他の措置を行うことができる。なお、通報者に虚偽又は不正の認識がない場合、調査等の結果、内部通報の内容が事実と異なっていたとしても懲戒等の措置の対象にはならない。

(調査)

- 第5条 委員会は、窓口担当者から、第3条第3項にもとづき、通報内容及び委員会で当該内部通報事案を調査することの必要性・相当性に関する検討結果の報告を受けたときは、当該検討結果等を踏まえて、委員会として当該内部通報事案に関して事実関係の調査を行うか否かを判断するものとする。
- 2 委員会は、前項にもとづき、当該内部通報事案に関して事実関係の調査を行う旨の判断をした場合には、必要に応じて、事務局や外部専門機関等と連携し、事案の性質に配慮した事実関係の調査を行う。
- 3 被通報者が役員の場合には、事務局長を除き事務局から選出された委員は、当該事案の調査及び委員会審議・議決に加わらないものとする。ただし、委員会の議長の判断で、審議に参加させることができる。
- 4 内部通報の内容に特別の利害関係を有する委員は、調査に加わることができないものとする。
- 5 役員及び職員等は、委員会による事実関係の調査に際して協力を求められた場合には、協力しなければならない。
- 6 委員会は、通報者及び委員会の調査に協力した者(以下「通報者等」という。)の秘密を守るため、通報者等が特定されないよう調査の方法に十分配慮しなければならない。

(調査等の報告)

- 第6条 委員会は、事実関係の調査経過を適時、理事会に報告するとともに、調査の結果、第1条記載の法令違反行為等の有無が確認された場合には、直ちに理事会に結果を報告する。報告の際、委員会は、理事会に対し、当該問題行為に対する是正措置及び再発防止策等に関する参考意見を提出することができる。
- 2 委員会又は窓口担当者は、通報者等に対し、調査結果及び第7条の是正措置

等について、被通報者のプライバシー、名誉・信用に配慮しつつ、必要な範囲内で通知する。ただし、通報者等が調査結果に関する通知を希望しない場合を除く。

(是正措置等)

第7条 理事会は、委員会による調査結果の報告等を踏まえて、当該事案に関し、事案関係者への措置も含めた是正措置及び再発防止策の必要性の有無を判断し、速やかに適切な対応を行わなければならない。

(通報者の保護等)

第8条 当団体は、第4条第4項に定める場合を除き、通報者等が通報及び調査に協力したことを理由として、通報者等に対して解雇、解任その他いかなる不利益取扱いも行ってはならない。

2 当団体は、通報者等が通報及び調査に協力したことを理由として、通報者等の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を採らなければならない。また、当団体は、通報者等に対して不利益取扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、就業規則等に従う懲戒その他の措置を行うことができる。

(秘密保持義務)

第9条 委員会委員、理事及びその他内部通報事案の調査・審議等に関与した者は、本規程に定める場合その他正当な理由のある場合を除き、通報者等の氏名その他の個人に関する情報、当該内部通報の内容及び調査で得られた情報（以下、あわせて秘密情報という。）を開示、漏洩又は使用（以下、開示等という。）してはならない。

2 当団体は、正当な理由なく秘密情報を開示等した者に対し、就業規則等に従う懲戒その他の措置を行うことができる。

(本規程の改廃)

第10条 本規程の改廃については、委員会で事前に協議した上で、理事会において決議する。

(付則)

この規程は、2019年7月31日から施行する。

この規程は、2022年5月20日に一部改正する。